

高等専修学校とは、学校教育法第 124・125・126 条に定める学校です

第 124 条【専修学校の目的と定義】

第 1 条に掲げるものの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 1 修業年限が一年以上であること。
- 2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 3 教育を受ける者が常時 40 人以上であること。

第 125 条【専修学校の課程】

第 1 項 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

第 2 項 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

第 3 項 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

第 4 項 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第 126 条【専修学校の名称】

第 1 項 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

第 2 項 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

課程名	入学資格	学校の名称例
高等課程	中学校卒業者	〇〇高等専修学校／〇〇専修学校（専門学校）高等課程
専門課程	高等学校等卒業者	〇〇専門学校／〇〇専修学校 専門課程
一般課程	学歴・年齢等問わず	〇〇専修学校